別紙2 目的区分の見直し案

平成16年総務省告示第860号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コード の欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表)

旧項目

1 電気通信業務用 2 電気通信業務用(一般放送利用を含む。) 3 電気通信業務用(一般放送用のフィーダリンクを

現行135区分を大きく9区分に大くくり化。

(従来、把握していた詳細な無線局の運用目的は、通信事項で補足的に把握する。)

新区分

新No 新項目 電気通信業務用 公共業務用 簡易無線通信業務用 3 アマチュア業務用 基幹放送用 一般放送用 6 放送事業用 8 実験試験用

旧区分

	14	別火 以用
	15	消防用
	16	放流警報用
	17	霧警報用
	18	公害対策用
	19	土地改良事業用
	20	地方行政用
	21	道路交通情報通信用
	22	高度道路交通システム用
	23	道路管理用
	24	電気事業用
	25	ガス事業用
	26	水資源開発用
	27	上下水道事業用
	28	熱供給事業用
	29	標準周波数用
	30	鉄道軌道事業用
	31	索道用
	32	山岳遭難対策用
	33	地震又は火山噴火予知観》
	34	簡易な業務用
	35	パーソナル用
L.	36	アマチュア業務用
	37	中波放送
	38	短波放送

78 高精細度テレビジョン放送

4 警察用

5 海上保安用

No	補足項目
1	中波放送
2	短波放送
3	短波放送(国際放送)
4	短波放送(中継国際放送)
5	超短波放送
6	超短波放送(外国語放送)
7	超短波放送(コミュニティ放送)
8	超短波放送(臨時目的放送)
9	超短波放送(デジタル放送)
10	超短波文字多重放送
11	超短波文字多重放送(有料放送を含む。)
12	標準テレビジョン放送(デジタル放送)
13	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)
14	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)
15	データ放送(デジタル放送)
16	マルチメディア放送
17	放送試験用
18	その他の放送

「基幹放送用」については、中波放 送・超短波放送・テレビジョン放送その 他の放送の種類について、以下の補足

項目を設ける。

		航空保安用
H		防衛用 治安維持対策用
	9	気象用
F		国家行政用 たいみきゅう
H		防災対策用 水防用
E		水防道路用
		防災行政用
F		消防用
	17	霧警報用
-		公害対策用
F		土地改良事業用 地方行政用
F	22	高度道路交通システム用 道路管理用
F		<u> 垣曜日</u>
		ガス事業用
H		水資源開発用 上下水道事業用
		熱供給事業用
		標準周波数用
H		鉄道軌道事業用 索道用
r	32	山岳遭難対策用
F		地震又は火山噴火予知観測用
\vdash	34 35	<u>簡易な業務用</u> パーソナル用
		アマチュア業務用
F		中波放送
┢		短波放送 短波放送(国際放送)
		短波放送(中継国際放送)
F	41 42	超短波放送
H		超短波放送(外国語放送) 超短波放送(デジタル放送)
L		超短波放送(デジタル放送・有料放送を含む。)
H		超短波文字多重放送 超短波文字多重放送(外国語放送)
L	47	超短波文字多重放送(有料放送を含む。)
	48	超短波文字多重放送(外国語放送・有料放送を 含む。)
ľ	49	1-1-11-2
l	50	標準テレビジョン放送(デジタル放送)
l	51	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送)
	52	高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送(デジタル放送・受信障害対策中継放送)
L		
H	54 55	マルチメディア放送 超短波放送(コミュニティ放送)
L		超短波文字多重放送(コミュニティ放送)
L	57	超短波文字多重放送(コミュニティ放送・有料放 送を含む。)
H		超短波放送(臨時目的放送) 超短波文字多重放送(臨時目的放送)
ŀ		超短波ステン星版と(臨時目的放送・有料放送 超短波文字多重放送(臨時目的放送・有料放送 を含む。)
t	61	一般放送
F		放送試験用(実験等無線局に該当するもの。)
H	63 64	放送試験用(実験等無線局に該当しないもの。) 有線テレビジョン放送事業用
t		標準テレビジョン放送
F		標準テレビジョン放送(有料放送を含む。)
H	68	標準テレビジョン放送(受信障害対策中継放送) 標準テレビジョン音声多重放送
ľ	69	標準テレビジョン音声多重放送(有料放送を含む。)
ľ		標準テレビジョン音声多重放送(受信障害対策 中継放送)
F		標準テレビジョン文字多重放送 標準テレビジョン文字多重放送(有料放送を含
F	73	む。) 標準テレビジョン文字多重放送(受信障害対策
Ŀ	74	
	75	標準テレビジョン・データ多重放送(有料放送を含む。)
		標準テレビジョン・データ多重放送(受信障害対策中継放送)
	77	標準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行うもの(有料放送を
. 1		含む。)

IBNο	口语日
	加項目 放送事業用
	航空用
81	飛行援助用
	航空関係事業用
	航空機製造修理事業用
	海上運送事業用
	港湾運送事業用 水先・引き船業務用
	<u> </u>
	<i>海</i> 事用 港湾業務用
	沿岸監視用
	救難用
	造船事業用
	漁業指導監督用
	漁業用
	自動車運送事業用 MCA時上移動通信用
	MCA陸上移動通信用 狭域通信用
	スポーツ・レジャー用
	農業用
99	林業用
	赤十字用
	医療・福祉用
	警備保障用
	非常言報用 侵入検知用
	教育用
	広報業務用
107	新聞通信用
	金融事業用
	無線標定業務用
	広帯域テレメーター用
	海底資源開発事業用 自動車教習用
	音響業務用
	土木建設•工事•測量事業用
115	石油事業用
	鉱業用
	核燃料事業用 宇宙開発用
	宇宙運用業務用
120	製造販売修理事業用
	鉄鋼事業用
122	石油販売用
	給油事業用
	出版·印刷事業用 全庫事業用
	倉庫事業用 不動産事業用
120	· [郑庄尹木႐
127	サービス事業用
128	地域振興用
129	観光・イベント用
130	作業連絡用
	競争事業用
	構内無線業務用
	無線呼出業務用
134 135	
	電気通信業務用(エリア放送利用)
<u>*</u>	エリア放送 エリア放送及び電気通信業務用(エリア放送利
^~	用)
	※H24年4月2日施行予定

通信事項区分の見直し案

平成16年総務省告示第860号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの 欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表)

現行220区分を122区分に大くくり化。

新区分 旧区分

#C.1	新通信事項コード	IDA	旧通信事項コード
新No 1	新項目 電気通信業務に関する事項	旧No 1	旧項目 電気通信業務に関する事項
2	電気通信業務に関する事項 電気通信業務(一般放送利用を含む。)		電気通信業務(一般放送利用を含む。
	に関する事項		に関する事項
3	電気通信業務(一般放送用のフィーダリ	_	_
	ンクを含む。)に関する事項(新設)		高左汉 <i>后</i> 主张伊兴1-81-17主元
<u>4</u> 5	電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項		電気通信事業運営に関する事項 宇宙運用業務に関する事項
6	電報の託送に関する事項	5	古田建州条例に関する事項
7	警察に関する事項(仮称)		警察事務に関する事項
8	道路交通情報に関する事項		道路交通情報に関する事項
	上記事項に統合		交通量等位置情報に関する事項
9	船舶の航行に関する事項		船舶の航行に関する事項
10 11	飛行援助に関する事項 海上保安に関する事項(仮称)		飛行援助に関する事項 海上保安事務に関する事項
- 11	海工体女に関する事項(収析)	- ''	海工体女争物に関する争項
12	航路標識に関する事項	12	航路標識に関する事項
13	無線標定に関する事項	13	無線標定に関する事項
	上記事項に統合	1./	 位置信号業務に関する事項
	工記事項に削口	14	位直信与未防に関する事項
14	浮標の識別に関する事項	15	浮標の識別に関する事項
15	浮標の無線標定に関する事項		浮標の無線標定に関する事項
16	海上無線航行業務に関する事項		海上無線航行業務に関する事項
17	気象通報に関する事項		気象通報に関する事項
18 19	航空交通管制に関する事項 航空機の安全及び運行管理に関する事		航空交通管制に関する事項 航空機の安全及び運行管理に関する事
19	加上版の女主及の連1] 官垤に関する事	20	航空機の女主及の連打官項に関する事 項
20	無線標識に関する事項	21	無線標識に関する事項
21	航空無線航行に関する事項	22	航空無線航行に関する事項
22	 航空保安に関する事項(仮称)	00	 航空保安事務に関する事項
22	加生体女に関する事項(収析)	23	加至休女争伤に関する争項
	上記事項に統合	24	航空保安無線施設に関する事項
23	防衛に関する事項		防衛に関する事項
24	治安維持対策に関する事項		治安維持対策に関する事項
25	気象に関する事項(気象警報に関する事	27	気象業務に関する事項(気象警報に関す
	項を除く。)(仮称) 上記事項に統合	20	る事項を除く。) 気象観測実験に関する事項
	<u>上記事頃に統合</u> 上記事項に統合	28	丸豕観測天駅に関する事項 農業気象に関する事項
	工化中央飞机口	20	及木刈外に関する事項
26	気象警報に関する事項	30	気象警報に関する事項
27	税関事務に関する事項		税関事務に関する事項
28	検疫事務に関する事項		検疫事務に関する事項
29 30	麻薬取締に関する事項 入国管理に関する事項		麻薬取締に関する事項 入国管理に関する事項
31	国税事務に関する事項		国税事務に関する事項
32	労働基準監督に関する事項		労働基準監督に関する事項
33	公安調査に関する事項	37	公安調査に関する事項
34	矯正管理に関する事項	38	矯正管理に関する事項
35	電気通信の監理・規律に関する事項(仮	39	電気通信監理に関する事項
	称) 上記事項に統合	40	 電気通信規律に関する事項
	工心事实际机员	40	电双匝自然件に関する事項
36	外務行政事務に関する事項		外務行政事務に関する事項
37	国会事務に関する事項	42	国会事務に関する事項
38	防災対策に関する事項(仮称)		防災事務に関する事項
	上記事項に統合 上記事項に統合		運輸関係災害対策に関する事項 防災対策に関する事項
39	外交に関する事項		防災対策に関する事項 外交に関する事項
40	検察事務に関する事項		検察事務に関する事項
41	放射能汚染の管理業務に関する事項	48	放射能汚染の管理業務に関する事項
42	消防に関する事項(仮称)	49	消防事務に関する事項
	上記事項に統合		消防の任務に関する事項
40	上記事項に統合 防災行政に関する東項(仮称)		消防防災事務に関する事項 防災行政事務に関する事項
43 44	防災行政に関する事項(仮称) 水防事務に関する事項		防災行政事務に関する事項 水防事務に関する事項
77	パッツ ポッパトはりでずれ	33	バッツ チョルには 7 0 手供
45	水防道路に関する事項(災害対策・水防	54	水防道路に関する事項(災害対策・水防
	に関する事項を除く。)		に関する事項を除く。)
46	災害対策・水防に関する事項	55	災害対策・水防に関する事項
47	 放流警報又は霧警報に関する事項(仮	EC	 河川法第48条に規定する通知に関する
4/	放流言報又は務言報に関する事項(収 称)	30	川川広弟48宋に祝正りる迪知に関りる 事項
	上記事項に統合	57	霧警報に関する事項
48	公害対策に関する事項	58	公害対策に関する事項
40	 		
49 50	土地改良事業に関する事項 地方行政事務に関する事項		土地改良事業に関する事項 地方行政事務に関する事項
30	だ刀丁以中切に因りの尹垠	00	心刀丁以ず切に因りる尹垻
51	道路交通情報通信に関する事項	61	道路交通情報通信に関する事項
52	高度道路交通システムに関する事項	62	高度道路交通システムに関する事項
		00	道路管理に関する事項
53	道路管理に関する事項	03	但四日在に関する事項
	道路管理に関する事項 上記事項に統合		

新区分 旧区分

÷r.,	新通信事項コード	10.1	旧通信事項コード
新No	新項目	IBNo	
54	電気事業に関する事項(仮称)		電気事業に関する事項
	上記事項に統合	00	電気保安業務に関する事項
	上記事項に統合	67	給電に関する事項
	工化争及飞机口	07	一色に関する事項
55	侵入検知に関する事項	68	侵入検知に関する事項
56	ガス事業に関する事項		ガス事業に関する事項
57	水資源開発に関する事項		水資源開発に関する事項
58	上下水道事業に関する事項		上下水道事業に関する事項
59	熱供給事業に関する事項		熱供給事業に関する事項
60	一般放送に関する事項		一般放送に関する事項
61	放送番組の中継に関する事項		放送番組の中継に関する事項
62 63	放送番組素材の中継に関する事項 放送番組の取材等の連絡に関する事		放送番組素材の中継に関する事項 放送番組の取材等の連絡に関する事
03	放送番組の取例等の建船に関する事	70	放送番組の取例等の建船に関する事
64	無線設備の監視・制御に関する事項	77	無線設備の監視・制御に関する事項
65	放送事業に関する事項(中継、連絡又		放送事業に関する事項(中継、連絡又
	は無線設備の監視・制御に関する事		は無線設備の監視・制御に関する事
	項を除く。)		項を除く。)
66	有線テレビジョン放送事業に関する事	79	有線テレビジョン放送事業に関する事
07	項標準用は料みが標準性のほね	00	項標準用は数みが標準はの済起
67	標準周波数及び標準時の通報		標準周波数及び標準時の通報
68	航空機の運用に関する事項(仮称) 上記事項に統合		航空機の航行に関する事項 航空事業に関する事項
	上記事項に統合		航空争乗に関する事項 航空機の飛行訓練に関する事項
	上記事項に統合		航空関係事業に関する事項
69	自家用の航空関係に関する事項		自家用の航空関係に関する事項
70	飛行場における航空機の飛行援助に	86	飛行場における航空機の飛行援助に
	関する事項		関する事項
71	飛行場における地上管制に関する事	87	飛行場における地上管制に関する事
72	<u> 項</u> 航空機の運航管理又は運航管理の	00	項 航空機の運航管理又は運航管理の
72	航空機の運航官理又は運航官理の 支援に関する事項	88	航空機の連航官埋又は連航官埋の 支援に関する事項
73	文族に関する事項 航空機の製造修理に関する事項	90	又抜に関する事項 航空機の製造修理に関する事項
73	上記事項に統合		航空機の修理に関する事項
74	海上運送事業に関する事項		海上運送事業に関する事項
75	海洋の観測に関する事項		海洋の観測に関する事項
76	水先・引き船に関する事項(仮称)		水先業務に関する事項
	上記事項に統合	94	操船援助又は船舶の接岸若しくは係
77	发表1280+2束疫/ <u>(C</u> X)	0.5	留に関する事項
77	海事に関する事項(仮称) 上記事項に統合		サルベージ事業に関する事項 油回収作業に関する事項
	上記事項に統合		特殊作業に関する事項
	上記事項に統合		調査監督に関する事項
	上記事項に統合	99	海底資源開発事業に関する事項
78	海上測量業務に関する事項	100	海上測量業務に関する事項
79	航路警戒に関する事項		航路警戒に関する事項
80	港湾管理に関する事項		港湾管理に関する事項
81	港湾運送事業に関する事項(仮称)		港湾運送事業に関する事項
	上記事項に統合	104	コンテナ荷役に関する事項
82	国際港湾施設の保安の確保等に関す	105	国際港湾施設の保安の確保等に関す
02	る事項	100	る事項
83	港務通信に関する事項	106	港務通信に関する事項
84	港湾工事に関する事項	107	港湾工事に関する事項
85	海難救助に関する事項(仮称)		海難救助に関する事項
00	上記事項に統合		捜索救助作業に関する事項
86 87	船舶又は航空機の救難に関する事項	110	船舶又は航空機の救難に関する事項 漁業指導監督に関する事項
87 88	漁業指導監督に関する事項 漁業通信に関する事項		漁業指導監督に関する事項 漁業通信に関する事項
00	上記事項に統合		漁業の調査に関する事項
	上記事項に統合		漁業協同組合の業務に関する事項
	上記事項に統合		漁業共済組合の業務に関する事項
	上記事項に統合	116	魚群探知の伝送に関する事項
89	列車防護警報に関する事項		列車防護警報に関する事項
90	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関	118	鉄道・軌道の貨客車の安全運行に関
0.1	する事項 赤海田伽郷の宍の海海に関する東西	110	する事項
91	索道用搬機の安全運行に関する事項	119	索道用搬機の安全運行に関する事項
92	┃ ┃一般乗合旅客自動車等の安全運行	120	 一般乗合旅客自動車の安全運行に関
~~	に関する事項(仮称)	120	する事項
	上記事項に統合	121	一般貸切旅客自動車の安全運行に関
			する事項
	上記事項に統合	122	特定旅客自動車の安全運行に関する
			事項
93	一般乗用旅客自動車の運行に関する	123	一般乗用旅客自動車の運行に関する
0.4	事項	104	事項 貨物白動車の運行に関する事項
94 95	貨物自動車の運行に関する事項 現金・有価証券等の安全輸送に関す		貨物自動車の運行に関する事項 現金・有価証券等の安全輸送に関す
90	現金・有価証券等の女宝制法に関す る事項	125	現金・有価証券等の女宝制送に関す る事項
96	MCA陸上移動通信に関する事項	126	る事項 MCA陸上移動通信に関する事項
	上記事項に統合		陸上移動通信設備試験に関する事項
	上記事項に統合		陸上移動通信に関する事項及び制御
			局試験に関する事項

	新通信事項コード	旧通信事項コード		
新No	新項目	旧No	旧項目	
97	狭域通信に関する事項(有料道路自動 車料金収受に関する事項を除く)(仮称)	129	狭域通信に関する事項	
	上記事項に統合	130	狭域通信に関する事項(有料道路自動 料金収受に関する事項を除く。)	
	上記事項に統合	131	狭域通信に関する事項(道路交通情報 通信に関する事項に限る。)	
98	狭域通信に関する事項(有料道路自動 車料金収受に関する事項)(仮称)	132	有料道路自動料金収受に関する事項	
99	スポーツ・レジャーに関する事項(仮称)		スポーツ・レジャーに関する事項	
	上記事項に統合		競技及び訓練に関する事項	
100	上記事項に統合 農林業に関する事項(仮称)		航空レジャーに関する事項 農業に関する事項	
100	上記事項に統合		林業に関する事項	
101	赤十字に関する事項		赤十字に関する事項	
102	医療業務に関する事項		医療業務に関する事項	
103 104	山岳遭難防止及び救助に関する事項 警備保障業務に関する事項	140	<u>山岳遭難防止及び救助に関する事項</u> 警備保障業務に関する事項	
105	非常警報に関する事項(仮称)		災厄防止に関する事項	
106	実験、試験又は調査に関する事項(アルゴスシステムデータ伝送に関する事項を除く。)(仮称)	143	電波伝搬試験に関する事項	
	上記事項に統合	144	放送試験に関する事項	
	上記事項に統合	145	教育に関する事項	
	上記事項に統合		航空機各部の多点計測に関する事項 無線機器の開発製造に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合 	148	無線設備の展示による科学知識の普及に関する事項	
	上記事項に統合	149	研究に関する事項	
	上記事項に統合	150	科学技術開発実験に関する事項	
	上記事項に統合		電波の利用の効率性に関する試験に係る事項	
1	上記事項に統合		電波の利用の需要に関する調査に係る事項	
107	アルゴスシステムデータ伝送に関する事項		アルゴスシステムデータ伝送に関する事項	
108 109	アマチュア業務に関する事項 アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関		アマチュア業務に関する事項 アマチュア業務(人工衛星追跡管制)に関	
110	する事項簡易な事項		する事項 簡易な事項	
111	電波利用の適正化のための広報に関する事項		電波利用の適正化のための広報に関する事項	
112 113	新聞通信に関する事項(仮称) 地震又は火山噴火予知観測に関する事項		ニュースの取材及び速報に関する事項 地震又は火山噴火予知観測に関する事項	
114	気象・動体の観測データの伝送に関する 事項		気象・動体の観測データの伝送に関する 事項	
115 116	自動車の教習に関する事項 音響に関する事項	161	<u>自動車の教習に関する事項 </u> 音響に関する事項	
117	原子力関係業務に関する事項(仮称)		百音に関する事項 核原料物質及び原子炉の規制に関する 法律の通報に関する事項	
	上記事項に統合		核燃料事業に関する事項	
110	上記事項に統合		原子力施設の安全対策に関する事項 作業連絡に関する事項	
118	宇宙開発に関する事項(仮称) 上記事項に統合		ロケット打上情報周知に関する事項	
	上記事項に統合	168	ロケット実験に伴う警備上の連絡に関す る事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		宇宙実験に関する事項 技術試験に関する事項	
119	地域振興に関する事項	171	地域振興に関する事項	
120	本邦外に在住する日本人向けの広報に 関する事項		本邦外に在住する日本人向けの広報に 関する事項	
121	一般無線通信業務に関する事項		一般無線通信業務に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		厚生事務に関する事項 農産物の検査買入輸送保管及び売却等	
	上記事項に統合		に関する事項 北海道開発業務に関する事項	
	上記事項に統合	177	測量作業に関する事項	
	上記事項に統合	178	国有林の管理経営に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		公園管理に関する事項 石油備蓄に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		口川偏省に関する事項 災害の防止その他構成員の公共的活動 を支援するための広報に必要な事項	
	上記事項に統合	182	造船事業に関する事項	
	上記事項に統合	183	農業協同組合の業務に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		農業共済組合の業務に関する事項 農畜産物の改良に関する事項	
	上記事項に統合	186	農業水利事業に関する事項	
	上記事項に統合	187	農地開拓事業に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		森林組合の業務に関する事項 社会福祉に関する事項	
	上記事項に統合		金融保険事業に関する事項	
	上記事項に統合	191	土木建設事業に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		設備工事事業に関する事項 測量・設計事業に関する事項	
	<u>上記事頃に統合</u> 上記事項に統合		<u> </u>	
	上記事項に統合	195	鉱業に関する事項	
	上記事項に統合		製造販売修理事業に関する事項	
	上記事項に統合 上記事項に統合		鉄鋼事業に関する事項 石油販売に関する事項	
	上記事項に統合	199	空港内における交通整理に関する事項	
	上記事項に統合	200	出版・印刷事業に関する事項	

新区分 旧区分

	新通信事項コード		旧通信事項コード	
新No	新項目	l∃No	旧項目	
	上記事項に統合	201	倉庫事業に関する事項	
	上記事項に統合	202	不動産事業に関する事項	
	上記事項に統合	203	サービス事業に関する事項	
	上記事項に統合	204	観光に関する事項	
	上記事項に統合	205	イベントに関する事項	
	上記事項に統合	206	競馬事業に関する事項	
	上記事項に統合	207	競争事業に関する事項	
	上記事項に統合	208	構内無線業務に関する事項	
	上記事項に統合	209	無線呼出に関する事項	
	上記事項に統合	210	開発事業に関する事項	
	上記事項に統合	211	火薬の管理に関する事項	
	上記事項に統合	212	施設の保守・管理に関する事項	
	上記事項に統合		宗教団体活動に関する事項	
	上記事項に統合	214	奉仕活動に関する事項	
	上記事項に統合	215	観測情報の伝送に関する事項	
	上記事項に統合		医療・福祉に関する事項	
	上記事項に統合		航空燃料輸送事業に関する事項	
	上記事項に統合		労働組合活動に関する事項	
	上記事項に統合	219	選挙活動に関する事項	
	上記事項に統合	220	作業員の安全確保に関する事項	

※ |エリア放送に関する事項 | ※ |エリア放送に関する事項

※H24年4月2日施行予定